

定を結ぶと言うことであります。協議の方法とか協定の方法とかはここに記載されておる通りであります。

以上ですが東京都としましてはこの問題について去る十三日に都議会に提出されており又今委員会付託にまわつて協議されておるのですが、今までの見通しとしましては修正なくこれが議決されつてと言う見通しがついて居りますし関係町村におきましては全部議決されて二れに調印しこの公社を設立しようと言うことに相なつて居りますので血數く御同意をいたさなければいかうに存じます。

尚申し落しました事業の内容等におきましては常任委員会等におきましてよく事業計画などを含めまして二れが締結の曉、そうした所におきまして皆様の御協賛を得たいと存じます。

一、議長(高橋孝市)

御質問ありませんか。

一、三番(青藤真一)

前回福生地区におきまして首都圏整備と言うことで福生

東京都西多摩郡福生町役場

地域はその区域に入つてゐるが熊川地区は除外されてゐるが二の構想は福生全域に及ぶての構想が又は福生地域だけの構想か御説明願ひます。

一、助役(川瀬金吉)

公社の設立に対しましては、福生全地域をえつて市街地

開発地と言うことに公社の方ではなつておる様であります。

その内容については首都圏整備局と都の方と交渉中であります。二の五前として私共その点につきまして、念をおしてまいつたのですが公社の設立に対しましてはそういう様な五前をえつてゐるということでありませう。

一、六番(山下幸三)

議案三九号については去る三月十五日の建設委員会

に於て内容について検討を加へる様にと申うお話があり

五前に従ひまして内容を協議して審議したい訳ですが

その内容におきましては先程助役より説明がありました通り

り、福生全体地域ふくめて行ふと言うことと、今回の場合

先程成立した大下水路計画の問題等区画整理等の問題を
含めておるので、そうした問題の関係を当然お願いするとい
う、関係になると思うが、中で特に理事者側に追求
した点は、オ六条オ三項の関係であります。それと
オ九条の一、二の関係でございます。この関係について、私共
強くお願いした訳であります。特にオ六条オ三項の關係に
つきましては、当然、各自治体に配布されるべき補助金等
の關係が、この公社の方へかわると言うことと事業体の中で
各々自治体が行うべく予算編成上、さしつかえがあるのでないか
と言う内容を強く指摘しましたが、この内容については、
そういう考えはあるが事業上は都あるいは、そうしたものの
の中で行うべき事業と合わせてやるものであるから自治体
にさしつかえのある様なことはないであろうと説明されたので
あります。その裏付と致しましては、オ九条の關係の中で

特に評議員を強く押し出して、いくなうはおそうく、そうした
内容はまちがいはないといふ非常な資本力をもつてこれに当ると
言うのであります。で、本件については内容を検討した上で協定
を結んだ方が宜しいだろうと言うことで、私共の審議内容を
終った訳です。

以上先般の建設委員会の審議内容を御報告致しました。
一三番(田村祐一) 理事者に御質問致します。

首都圏の市街地開発の事業がこの町にも関係づけられると言
うことにつきまして、今まで新しい所造りの一番大きな課題と
致しまして、我々も関心は、いろいろ理事者も日夜このことにつ
いては、頭を痛めておった訳ですが、大体、解決の糸口がこの様な公
社の設立によつて出来うると言う見通しがつきました事は、誠
に結構に存する訳であります。

但し、本年度の当初予算に計上されて居ります。所の都市計

画費の未領の方に^{出資}出束金の所に福生町整備協会出束金と
言うのが百万円組んでありますが大体この^{出資}出束金の説明を
理事者が前回致しました時に現在考慮中というのがこの
公社であらうと考えますが、この公社が出来た場合にはこの
公社の事業にふりかゝる^{出資}かえしうんという表明があつたよう
に記憶して居りますが、まずその点どんな見解であるか
御質問致します。

一助役(川窪金造) 又今の御質問であります。

私共福生町としましては、この事業を遂行すべく一つの財団法人を
築り押し進めていきたいと考えまして、その議案等について、
すでに承諾を得ましてこれを関係の官庁に対して実施を
いたしておる訳であります。

大まか／＼東京都と致しましてこうした問題が公社を東京都
として造り、そうした土地に対しては、これを、行ふのだと言

東京都西多摩郡福生町役場

うことになる重複する訳でありまして、その問題につきましては
私共、それをよしとしまおうと言う所まで、いつて居りませんが、都
の意向としてはこれが出来る上に於ては、そういうものと重複
せ、一本で東京都の公社にもつて、いつた方がよいのではなかつかと
言つて居ります。

今後おそうくそうし^ていつた方が町の発展上よろしいのでなかつか
とかように思ひますので、計上された百万円に対しては、とり
あえずの出えん金としまして出されておる訳です。この方に
ふりむけたいと存する訳です。これについては矢張の建設委
員会におきまして、え、そういう主旨をのべまして御了解を得た
訳であります。宜敷くお願いいたします。

一三(番)田村祐二 私共又今助役から回答がありました様な見解で考
へておる訳ですが、大だ疑問に思ひますのは、この公社が事業を進め
ますと今後考へます所の町の建設事業、特に私がしほつて指摘した

いのは道路の買上費については相当影響がでてまいると言うふうに考へますのでそれらが影響をこうもつてまいりますと、根本的に新設道路等の予算措置は大きな数字の変化がみられると言う事が考慮されるのです。その他、たゞ／＼土地の値上に基づきます。今後町が計画致しますところのある程度まゝつた公有地の敷地の^かとくということとは非常に問題になつてくる事です。

前回二の議会にのぞきます前に色々小中学校の校地の拡張又は庁舎敷地の拡張、その他今後町のいたすべき事業のまゝまつた敷地の確保等は値上りを考へて特にある特定のものので土地を確保して年々再三の予算組が出来来るものからその確保したもののほうで予算措置によつて町の財産に繰入れるというふうな型をとつてみたいと言う中に只今、指摘しました福生町開発整備協会の名前が出ておつたのですが、そうしますと、只今申し

上げました様な公有地の獲得というものが只今の助役の説明又は助役が今日まで公社によつて上層部と協議をされた過程によつて市街地の開発区域だと言うことが区域に限定されていゝますがその他に事業としては首都圏整備並に都市計画と言う大きな巾のある言葉で作つてありますのでこれらは運用によつていかようにならうと思ひますが福生の公有地の獲得と言うような場合、公社がいわゆる土地の取得の中にでさうする仕事かどうかという問題が町では一番関係が出来てくるまいと思ふがそういう限界を正してみたいと思ひます。

一助役(川窪金吉) 勿論これに対しては先程いわれた通り道路の様な問題につきましても公社がやつた場合におきましては今度はいかといふ道路をひく場合に於て非常に支障があるのではないかという様な一失があつたのでございしますが勿論そういう事はあるいは出て来るかと思ひますが事業を計画するにあたり

まして事業計画がまだすつかりできて居りませんので
詳細の事はわかりませんが、何れにしましては道路としまし
て大きな道路つまり、工場団地と工場団地を結ぶ市街地
開発地と市街地開発地を結ぶ大きな道路に対して取り入れ
ると存じて居ります。従いまして少しい、町道にぞくする
いうものにつきましては、事業計画のうちに入っていないのでは
ないかと思ひます。

学校等それからその他の問題につきましてはどの程度これを
この公社があつかうかと今、解りかねますが私共、考へてしまし
てはそういうものにつきましては事業計画に入れまして、進め
て行きたいと思ひます。

一三番(田村祐二) 只今先程三番議員から質問があつた首都圏市
街地開発の福生町の該当地域であります。非常に根本問題で
ありますし将来影響の出てまいる問題であります。当時

我々が市街地開発の問題に取り組まされた。当時いわゆる
担当局の考へ方についての福生町の考へ方が先程有藤議員が
指摘されました。旧福生町を対象にいたしましての考へ方で
あつたと考へます。その後私は熊川地区の方にえ、拡大されるという
様な方針に変更されたと言うことは今まで重要な問題であり
ますが一回は理事者から説明を聞いたことがないのですが、只今
助役の回答では福生町全域をさすということになります。と
当時の市街地開発の対象地域が変更になつたのか又は公社事
業と言うものが広議の解釈をして実施することになつたの
か根本的問題として大きな問題にならうと思ふので先程
三番議員の質問に対して全地域を対象とするとどう回答
がありましたか。については間違ひはありませんか。

一助役(川窪金造) この問題についてはまだ首都圏の方の考へと東京都の
考へとそこに一致は見えておらない。まだ御承知の通り都市計

画の設定が終つて居りませんので東京都の方と首都圏の方
と協議の途中でありますがこの公社を建てるという事能心に
おきましては全域を考へての構想であると言ふように、私
會議に望みまして長野局長にたゞしたのですが、何れにし
ても、大字福生であつても行政區福生町に對しては、公社が
適用出来るような方法を該當させていくと言ふことを局長
として言つてゐる訳でございまして、従ひまして、その公社を設立
するに對しまして全地域を立前としていくという事を言明さ
れてゐる訳です

一議長(高橋孝市) 本件については原案通り決するに御異議あり
ませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

一議長(高橋孝市) 御異議ないものと認め議案オ三十九号は原案通り
可決致しました

一議長(高橋孝市) 日程オ三昭和三十一年度福生町歳入歳出追加更正
予算オ五回議案オ三十一号を議題と致します。本件は常任委員会に
付託してありますので、総務並に建設、厚生、の順に従ひまして、審
査報告を依頼申し上げます。

最初に総務委員長にお願いします。

一十八番(渡井明) 御指名がありましたので、御報告を申し上げます。
件名は昭和三十一年度福生町歳入歳出追加更正予算オ五回議
案オ三十一号中総務委員会所管「歳入全般、議會費、役場費、
消防費、教育費、財産費、送挙費、諸支出金、予備費」

委員会付託月日昭和三十六年三月十日オ一回福生町議會議定
例会(オ一日)に於て総務委員会に付託になりました。

委員会開会月日は昭和三十六年三月十日午前十時でありま
した。意見と致しまして、本委員会に付託された右議案に
つては慎重審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

したので報告致します。

以上の様な結果でありますので、なにとぞ本議会におきまして慎重審議の上、総務委員会の決定を認めて下されば、はなはだ幸と存じます。血數御審議の程をお願い申し上げます。

申し上げます。

一、議長（高橋考市） 次に建設委員長長の報告をお願いします。

二、六番（山下幸三） 御指名がございましたので、審査報告第十三号の

二を御報告申し上げます。

件名は昭和三十五年年度福生町歳入歳出追加更生予算案、五回（議案第十三号）中建設委員会所管分「土木費、産業経費費、統計調査費、委員会付託月日は昭和三十六年三月十日、一回福生町議会定例会（同日）に於て、~~総務~~委員会に付託されたものであります。

委員会開会月日は昭和三十六年三月十五日午前十時であります。

東京府西多摩郡福生町役場

本委員会に付託された本議案については慎重審査の結果、原案を可決すべきものと決定致しましたので、報告致します。

本件について、総務委員会でも御報告がございました通り、慎重御審議の上、本会議によって御決定下さる様、お願い申し上げます。

一、議長（高橋考市） 続きまして、厚生委員長にお願ひ致します。

二、五番（中西虎藏） 御指名がございましたので、審査報告を致します。

件名は昭和三十五年年度福生町歳入歳出追加更生予算案、五回（議案第十三号）中厚生委員会所管分「社会及び労働施設費、保健衛生費」でございます。

委員会付託月日は昭和三十六年三月十日、一回福生町議会定例会（同日）に於て、厚生委員会に付託になったものであります。

委員会開会月日は昭和三十六年三月十六日午前九時、本委員会に付託された、右議案については慎重審査の結果、原案を可決

すへきえのと決定致しました

一議長(高橋彦市) 本案に対し御質問ありませんか

(異議なしの声あり)

一議長(高橋彦市) 議案オ三十一号は原案通り決するに御異議ござい
ませんか

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋彦市) 御異議なしと認め議案オ三十一号は原案通り可決
致しました

一議長(高橋彦市) 日程オ四 議案オ三十二号昭和三十五年度福生町上水
道特別会計歳入歳出追加更正予算オ二回を議題と致しま
す。 厚生委員長に御報告願います

一五番(中西虎蔵) 御答名がありましたので御報告申し上げます

件名は昭和三十五年度福生町上水道特別会計歳入歳出追加更
正予算オ二回(議案オ三十二号)です

委員会付託月日は昭和三十五年三月十日オ一回福生町議会定例
会(オ一日)に於て厚生委員会に付託になったものであります

委員会開会月日は昭和三十五年三月十六日午前九時本委員会に
付託された議案については慎重審査の結果、原案を可決すべ
きえのと決定致しましたので報告致します

一議長(高橋彦市) 御質問ありませんか

(異議なしの声あり)

一議長(高橋彦市) 三十二号議案につきまして御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋彦市) 異議なしと認め議案オ三十二号は原案通り可
決致しました

一議長(高橋彦市) 日程オ五 昭和三十五年度福生町国民健康保険特
別会計歳入歳出追加予算オ一回(議案オ三十三号)を議題
と致します

本件について、厚生委員会に付託されて居りますので、委員長
の報告をお願いします。

一五番(中西虎蔵) 報告申し上げます。

件名は昭和三十五年、度福生町国民健康保険特別会計歳入
歳出追加予算、一回(議案、第三十三号)であります。

委員会付託月日は昭和三十六年三月十日、一回福生町議会定例
会(廿一日)に於て、厚生委員会付託になつたのであります。
委員会開会月日、昭和三十六年三月十六日午前九時、本委員会
に付託された本議案については、慎重審査の結果、原案を
可決すべきものと決定致しましたので、御報告致します。

一議長(高橋彦市) 御質問ありませんか。

(異議なしの声あり)

一議長(高橋彦市) 本案は原案通り決定することに御異議ありま
せんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋彦市) 御異議なしと認め、議案、第三十三号は原案通り可決いたしました。

一議長(高橋彦市) 日程、大昭和三十五年、度福生町公営住宅特別会計歳入、歳出、予算(一回)
議案、第三十四号を議題に供します。委員長より報告願います。

一五番(中西虎蔵) 御報告申し上げますので、御報告申し上げます。

委員会付託月日は昭和三十六年三月十日、一回福生町議会定例会(廿一日)に於
て、厚生委員会に付託されたのであります。委員会開会月日は昭和三
十六年三月十六日午前九時、本委員会に付託された本議案については、慎重審
査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

一議長(高橋彦市) 議案、第三十四号について、御質問、ございませんか。

(異議なしの声あり)

一議長(高橋彦市) 議案、第三十四号は委員長報告通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋彦市) 御異議なしと認め議案ガ三十四号は京案通り可決いたしました

一議長(高橋彦市) 日程ガ七昭和三十五年福生町々宮と場特別会計歳入歳出追加更生
予算ガ一回議案ガ三十五号を議題に供します、委員長より報告願います

一三番(斎藤真二) 御指名いたされましたので御報告申し上げります

委員会付託月日は昭和三十六年三月十日ガ一回福生町議会定例会(ガ一旦)に於て
と場運営特別委員会に付託になりました委員会開会月日照和三十六年三
月十八日午前十時本特別委員会に付託された議案については慎重審査
の結果京案を可決すべきのと決定いたしましたので報告いたします

一議長(高橋彦市) 議案ガ三十五号について御質問ありませんか

(異議なしの声あり)

一議長(高橋彦市) 議案ガ三十五号は委員長報告通り決するに御異議ご

ういませんか

(異議なしの声多数あり)

一議長(高橋彦市) 御異議なしと認め議案ガ三十五号は京案通り可決

いたしました

一議長(高橋彦市) 日程ガ八 昭和三十六年度福生町歳入歳出予算を

議題といたします

本件は先に各関係委員会に付託されて居りますので関係委
員会の委員長に審査報告をお願い申し上げたいと思ひます
先に総務委員長によ願ひいたします

一十人番(渡井明) 御指名がありましたので御報告申し上げります

件名は昭和三十六年度福生町歳入歳出予算(議案ガ三十五号)中
総務委員会所管分「歳入全收、議会費、役場費、消防費、教育費
財産費、選挙費、公債費、諸支出金、予備費」委員会付託
月日照和三十六年三月十日ガ一回福生町議会定例会(ガ一旦)に於て
総務委員会に付託になった訳です

委員会の開会月日照和三十六年三月二十日午前十時本委員会